

【重要事項説明書】

【契約書】

## 短期入所生活介護事業所 ハレサク

短期入所生活介護  
介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号

1172901553

埼玉県富士見市上沢 1 丁目 21-38

(令和 6 年 8 月 1 日)

## 2. 相談の窓口について

### (1) 当施設における相談窓口

担 当	生活相談員
受付時間	9:00 ～ 16:00
電 話	049 - 265 - 7739 (代)

## 2. 職員体制

(令和6年8月 現在の特別養護老人ホーム 兼 短期入所生活介護事業所 ハレサクの職員体制)

	資格	常勤	非常勤	委託	計
施設長 (管理者)		1名			1名
医師			1名		1名
生活相談員		2名			2名
介護支援専門員	介護支援専門員	2名			2名
介護職員	介護福祉士・実務者研修修了者・1～2級・初任者研修修了者・無資格	28名	14名		42名
看護職員		4名	1名		5名
栄養士		1名			1名
歯科衛生士				数名	2名
機能訓練指導員	理学療法士		1名		1名
事務職員		1名			1名

## 3. ご利用料金

### (1) 基本料金 (1日あたり)

【多床室】 【従来型個室】	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	451単位	561単位	603単位	672単位	745単位	815単位	884単位
1割負担 (金額)	466円	580円	623円	695円	770円	842円	914円
2割負担 (金額)	932円	1,159円	1,246円	1,389円	1,539円	1,684円	1,827円
3割負担 (金額)	1,398円	1,739円	1,869円	2,083円	2,309円	2,526円	2,740円

\* 料金は法定単位に地域区分6級地の単価10.33円を乗じて算出しています。

自己負担1割～3割、介護保険から9割～7割が給付されます

## (2) 各種加算料金

下表の加算は、全員に適用されます。

加算の名称	単位数	1割	2割	3割	
夜勤職員配置加算 (I)	13 単位	14 円	27 円	41 円	日額
サービス提供体制強化加算 (III)	6 単位	7 円	13 円	19 円	日額
介護職員等処遇改善加算 I	所定単位数に 14.0% を乗じた単位数				月額
介護職員等処遇改善加算 II	所定単位数に 13.6% を乗じた単位数				月額
介護職員等処遇改善加算 III	所定単位数に 11.3% を乗じた単位数				月額
介護職員等処遇改善加算 IV	所定単位数に 9.0% を乗じた単位数				月額
介護職員等処遇改善加算 V (3)	所定単位数に 12.0% を乗じた単位数				月額

下表の加算は、該当者のみ適用されます。

送迎加算	184 単位	190 円	380 円	570 円	片道あたり
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位	207 円	414 円	620 円	日額
若年性認知症利用者受入加算	120 単位	124 円	248 円	372 円	日額
緊急短期入所受入加算	90 単位	93 円	186 円	279 円	日額
療養食加算	8 単位	9 円	17 円	25 円	1 食あたり

\* 料金は法定単位数に地域区分 6 級地の単価 10.33 円を乗じて算出しています。

自己負担 1 割～3 割、介護保険から 9 割～7 割が給付されます

## (3) 介護保険の対象とならないサービス

食 費 (1 日あたり)

1,560 円 (朝食 420 円 昼食 620 円 夕食 520 円)

居住費

【多床室】	1,250 円	【従来型個室】	1,500 円
-------	---------	---------	---------

\* 食費及び居住費の減額制度について

低所得の人の施設利用が困難とならないように、食費と居住費に関して減額の制度があります。市町村へ申請し交付される認定証をご提示していただく必要があります。認定は収入によって異なります。

認定証は年 1 回の申請 (更新申請) が必要となります。申請には、預貯金等の審査もごさいます。ご家族 (ご契約者) による申請をお願い致します。尚、申請をされなかった場合は減額が適用されませんのでご注意ください。

利用者負担段階		居住費などの負担限度額			食費の負担限度額
		多床室	従来型 個室	ユニット型 個室的多床室	
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	0円	320円	490円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	430円	480円	490円	600円
第3段階 ①	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円超、120万円以下	430円	880円	1,310円	1,000円
第3段階 ②	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	430円	880円	1,310円	1,300円

#### (4) その他の料金 (ご希望により選択できます)

おやつ代	1日あたり70円
電気代(持込による物)	電化製品1点につき1日50円
日常生活用品セット (内容は別紙参照)	1日250円(別契約)※税抜き *滞在時の日常生活に使用する消耗品(シャンプー・歯ブラシ・ティッシュなど)をハレサクで用意させて頂いております。
衣類・タオル 物品準備セット (内容は別紙参照)	1日250円(別契約)※税抜き *滞在時の衣類一式・タオル類をハレサクで用意させて頂いております。

**\*介護保険関係法令の改正等により料金を変更する場合があります。**

#### (5) キャンセル料

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

入居日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
入居日の前日午後5時までにご連絡をいただけなかった場合	1日の自己負担額

#### (6) 支払方法

\*ご契約者様の指定する預金口座からの引き落としとなります。

(郵便局、銀行等すべての金融機関でご利用になれます)

- ・毎月15日までに前月分の請求をいたします。
- ・引き落としは毎月28日となります。

(28日が土日祝日の場合は次の金融機関営業日となります)

注) サービス利用料金の支払いが正当な理由なく支払われず、料金を支払うように催告したにもかかわらず支払われない場合にはサービスの提供を受けられない場合がございます。

#### 4. サービス内容

食 事	朝食；8：00～ 昼食；12：00～ おやつ；15：00～ 夕食；17：30～
介 護	食事介助、排泄介助、入浴介助、更衣介助、整容介助、レクリエーション等

##### \*入浴について

週に2回入浴していただけます。ただし施設の入浴日が決まっていますので、ご利用日によっては入浴できない場合がございます。また利用者の状態に応じ、入浴中止や清拭となる場合がございます。

#### 5. 送迎 (自宅から施設の間の送迎を行っています)

○実施地域 三芳町、富士見市、ふじみ野市

(三芳町、富士見市、ふじみ野市以外にお住まいの方はご相談ください)

○実施時間

月～土曜日 (祝祭日・日曜日についてはご相談下さい)

(12月31日・1月1～3日は実施しておりません)

迎え(入所) 9：30～11：00

送り(退所) 15：00～17：00

- ・当日の予約状況によりご希望に添えないこともございますので、ご了承ください。
- ・上記の時間以外にご家族での送迎となります。

ご家族送迎の場合は

入所9：30～15：00 退所9：30～17：00 とさせていただきます

#### 6. 持ち物

① 宿泊分の衣類 (当施設では洗濯サービスは行っていません)

※ 衣類・タオル物品準備セットをご利用時は必要ありません。

② 服用中のお薬、塗布中の軟膏

\* 一回ずつ分包し、それぞれに名前の記入をお願いいたします。

\* 頓服薬や軟膏・湿布、目薬などは使用部位や頻度等をお伝え下さい。

\* 軟膏類の容器に記名をさせていただく場合がございます。

③ 薬の説明書(薬局でいただけるもの)

\* 最新の説明書をお持ち下さい。

④ 上靴 (かかとのついている安全な靴をご用意下さい)

⑤ 日常的に使用している介護機器(例；車椅子、杖、尿器などご本人が生活に必要なもの)

\* 標準型の介護機器はハレサクで用意することができます。ご相談下さい。

⑥ 介護被保険者証・負担割合証(初回・更新時のみ)

⑦ 負担限度額認定証(初回・更新時のみ)(該当者のみ)

⑧ その他 個人的に使用するもの

注1) 紛失防止のため、お手数ですが持ち物に名前の記入をお願いいたします。

## 7. サービスの中止

※ 以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合がございます。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数で料金を計算いたします)

## 8. 事故について

当施設では皆様が生活しやすいようにバリアフリー（段差の少ない等）となっておりますが、ご家庭とは環境が異なるため、転倒等の事故が発生する可能性がございます。

また、食事中の誤嚥や窒息などの事故が発生することも考えられます。常時つきっきりの介護を提供できる体制ではございませんのであらかじめご理解下さい。

## 9. 第三者による評価の実施状況

第三者評価の実施	1 あり	<input checked="" type="checkbox"/> 2 なし
----------	------	--

## 10. 注意事項について

- 利用期間中、ご家族が外出（外泊）する際には、当施設からの緊急の連絡ができるように連絡先をお申し出下さい（ご利用ごとに連絡先を明らかにしておいてください）。
- 適切な介護サービスを提供するために、体調不良や感染症などの際はあらかじめお申し出下さい。場合によってはサービスの提供をお断りすることもございます。
- 面会時間は9：30～17：30です。  
\*ご利用者への面会は当施設ではお断りできませんのであらかじめご了承下さい。
- 職員に対するお心づかいの品物等は一切不要です。
- できる限りご本人のご希望に添えるようにお部屋やお食事席の配慮等を行っていますが、ご利用者の増加に伴いご希望に添えないこともございます。また、当施設は認知症状によって他者への迷惑となる行為を行なう恐れのある方もご利用されます。あらかじめご了承ください。
- 居室及び共用施設・設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。施設・設備を汚したり、壊した場合には、ご契約者に原状に復していただくか又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

### 11. 緊急時の対応方法について

#### (1) 比較的軽い体調不良（熱発、嘔吐、便秘による腹痛等）

→ご家族と相談し対応いたしますが、医療機関ではないので薬の処方はできません。

\*簡単な臨時の処置等を当施設に依頼される場合は、実費を請求させていただく場合がございます。

注1) 緊急時を除き、医療機関などへの付き添いは行っておりません。

#### (2) 緊急を要する体調不良（急変・事故によるケガ等）

→救急車を要請し救急病院に搬送を依頼すると共に、ご家族に連絡いたします。（緊急時対応が優先となるため、状況によってはご家族への連絡が後になる事もございます）

## 12. サービス内容に関する相談・苦情窓口

### (1) 当施設における相談窓口

受付担当	介 護 主 任
解決責任者	介 護 係 長
受付時間	9 : 00 ~ 16 : 00
電話	049 - 265 - 7739 (代)

### (2) 第三者委員

熊倉 三枝子	(連絡先) 090-1155-6364
仲 志津江	(連絡先) 090-7803-8706
齊藤 晋助	(連絡先) 04-2946-1121 (秋草学園福祉教育専門学校)

### (3) 公的機関

富士見市役所 介護保険担当	月～金曜 (祝日を除く) 8 : 30 ~ 17 : 15 (電話番号) 049-251-2711
埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情相談専用	月～金曜 (祝日を除く) 8 : 30 ~ 正午、13 : 00 ~ 17 : 00 電話番号 048 - 824 - 2568

## 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護利用契約書

\_\_\_\_\_以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人 美咲会（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

### （契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### （契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定有効期間満了日までとします。

2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

### （契約期間）

第3条 契約期間中の利用期間は別に定めるとおりです。

2 利用者は、利用開始予定日の前日までに、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。

また、利用者は、利用期間中に短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。

これに対し事業者は、居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。

3 利用者は、利用開始日の午前9時00分以降に入所し、利用終了日の午後17時00分までに退所するものとします。

### （短期入所生活介護計画）

第4条 利用期間が概ね4日以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅介護サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

### （短期入所生活介護の提供場所・内容）

第5条 短期入所生活介護の提供場所は、特別養護老人ホーム ハレサクです。所在地及び設備の概要は、【重要事項説明書】のとおりです。

2 利用者が利用できるサービスの種類は【重要事項説明書】のとおりです。事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

3 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供します。

4 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

5 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限りの希望に添うようにします。

(サービス提供の記録)

第6条 事業者は、短期入所生活介護の実施終了後、サービスの内容等を書面に記載します。

2 利用者に同居の家族がいる場合は、事業者は、短期入所生活介護の実施したサービスの内容等をその家族に説明します。

3 事業者は、サービス提供記録を短期入所生活介護の終了後2年間保管します。

4 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第1項のサービス提供記録を閲覧できます。

(料金)

第7条 利用料は、厚生労働大臣が定める基準のものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている割合の額とします。

2 利用者はサービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

3 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日頃に利用者へ送付します。

4 利用者は、当月料金の合計額を翌月月末までに、事業者が指定する方法で支払います。

5 事業者は、利用者からの料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収証を発行します。

(利用開始前のサービスの中止)

第8条 ご利用者の都合によりサービスを中止する際は、事業者に対して、利用開始予定日の前日17時までにご連絡をいただいた場合は、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

但し、利用開始予定日の前日17時までにご連絡をいただけなかった場合は、事業者は【重要事項説明書】に記載されたキャンセル料を求めることができます。

(中途終了)

第9条 利用者は、事業者に申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの日数を基準に計算します。

2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては、【重要事項説明書】に記載したとおりです。

3 第1項、第2項に定めるほか、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算します。

(料金の変更)

第10条 事業者は、利用者に対して、介護保険給付体系の変更又はサービス体系に変更があった場合、料金の変更(増額又は減額)を申し入れることができます。

2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。

3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第11条 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することに

より、いつでもこの契約を解約することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して文書で通知することによりただちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は14日間の予告期間をおきます。

(1) 利用者のサービス料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず、14日以内に支払われない場合。

(2) 利用者またはその家族が事業者又は他の入所者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が他の介護保険施設に入所したとき

(2) 利用者の要介護認定区分が非該当と認定されたとき

(3) 利用者が死亡したとき

#### (秘密保持)

第12条 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、あらかじめ利用者から文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

#### (賠償責任)

第13条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

#### (緊急時の対応)

第14条 事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行なっている時に利用者の健康状態が急変した場合その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

#### (連携)

第15条 事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

なお、第10条第2項に基づいて解約通知をする際は、事前に利用者の担当介護支援専門員に連絡します。

#### (相談・苦情対応)

第16条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第17条 利用者及び事業者は、信義誠実を持ってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審議管轄裁判所とすることをあらかじめ同意します。

以上の契約を証するため、本書を2通作成し、利用者及び契約者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。